

市民公開講座のご案内

無料相談会同時開催

ご存知ですか？

# 成年後見制度

介護サービスを受けるには、  
契約をしなくては行けないって  
聞いたけど、一人で  
できるかな・・・

老後は自分自身のために  
財産を使いたい。  
でも、ちゃんと管理  
できるかしら・・・

高齢の父母が亡くなった後、  
僕の福祉サービス利用や  
財産管理はどうしたら  
いいの？



認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方の、  
契約などの法律行為や財産管理を支援するのが「成年後見制度」です。

開催日時 平成28年3月6日(日) 14:00~15:30 (受付13:30~)

会場 綾瀬市役所(綾瀬市早川550番地) 3階/314・315会議室

参加費 無料 (定員:100名)

講演テーマ 『~やすらぎの老後生活のために~』

相続・遺言・成年後見制度の基礎知識

講演会終了後に個別無料相談会も開催します

※無料相談会ご希望の方は、事前にご予約お願いいたします

問合せ先: TEL: 046-231-7741 または 090-9977-6111 (担当: 高木)

共催: 綾瀬市・綾瀬市社会福祉協議会  
コスモス成年後見サポートセンター  
(神奈川県支部横浜湘南地区)  
横浜湘南地区)

後援: 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部

コスモスは成年後見制度に取り組む全国の行政書士が参加して結成した一般社団法人です。